

2026年度法政大学大学院 博士学位申請ガイド (2026年6月版)

法政大学大学院政策創造研究科における博士学位申請の手続きは以下のとおりです。博士学位を申請される方は、必ずご確認ください。

1. 対象研究科

政策創造研究科

2. 授与学位

授与される学位は、以下のとおりです。

専攻	学位名称	学位英語名称
政策創造研究科 政策創造専攻	博士（政策学） 博士（学術） ※2011年度～2019年度 博士後期課程入学者は 博士（政策学）又は博士 （学術）のいずれか	Doctor of Philosophy (Policy, Planning, and Development) Doctor of Philosophy (Arts and Sciences)

3. 学位申請要件

(1) 課程による者の学位（以下、「課程博士」と表記）

- ①博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者。
ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。また、修士課程を1年で修了した者の博士学位申請要件は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。
- ②博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた者で、退学又は除籍後3年以内に課程博士の学位を申請し、教授会で受理が認められる見込みの者。

(2) 課程によらない者の学位（以下、「論文博士」と表記）

上記（1）によらない者。

※本研究科では、現在「論文博士」による学位申請は受け付けておりません。

4. 申請手続き

正式な申請手続きを行う前に、必ず、専攻専任教員と学位申請についての打合わせを行ってください。申請にあたり、以下をご参照ください。提出書類を以って論文受理の可否を審議し、受理が決定した場合は審査へ移行します。

(1) 提出方法および提出書類について

◎提出書類のうち様式が指定された書類は、大学院ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

＊法政大学大学院ホームページ：https://www.hosei.ac.jp/gs/shuryosei/hakase_ronbun_sozo

トップ>政策創造研究科>修士論文（政策研究論文）・博士論文について

◎申請書類の作成については、「6. 申請書類作成上の注意」を参照してください。

◎論文題名やインターネットによる公表の内容（全文または要約）等の変更により、申請書類の記載事項に修正が生じた場合は、書類を再提出してください。その際、提出書類に記載の日付は当初の日付（提出日）としてください。

<提出方法・書式>

提出方法が「データ」の書類は、上記ホームページに申請フォームを設けていますので、書類一式を **PDF ファイル**にて提出してください。ファイル名は以下指定の通りとして下さい。「原本」の書類は政策創造研究科担当窓口へ提出してください。

<提出書類>

提出書類	課程博士	様式	提出方法
①博士論文審査願（課程博士）	1 部	指定用紙【様式 1】	データ
②博士論文目録	1 部	指定用紙【様式 2】	データ
③論文要旨（4,000 字以内）	1 部	指定用紙【様式 3】	データ
④履歴書	1 部	指定用紙【様式 4】	データ
⑤研究業績	1 部	指定用紙【様式 5】	データ
⑥副論文目録（必要に応じて）	1 部	指定用紙【様式 6】	データ
⑦電子公開複写許諾書	1 部	指定用紙【様式 7】	データ
⑧電子公開に関する報告書	1 部	指定用紙【様式 8】	データ
⑨英語(外国語)の要件が証明できる資料	1 部	(注) 参照 スコア提出の場合は原本必須	原本およびデータ
⑩論文のデータファイル	1 部	PDF 形式	データ
⑪論文（くるみ製本）	4 部		原本
⑫査読付き論文	各 1 部		原本もしくはデータ
⑬副論文（必要に応じて）	各 1 部		原本もしくはデータ

<データ提出ファイル名について>

◎①～⑧、⑨、⑩、⑫、⑬ ※PDF に変換の上、以下のファイル名でアップロードしてください。

※⑫原本提出の場合は不要。⑬は必要に応じて提出。原本提出の場合は不要。

- ・ ①～⑧：様式 1～8 （PDF は一つにまとめてください）
/ファイル名：(学位申請書類一式)_氏名
- ・ ⑨英語（外国語）要件/ファイル名：(英語要件)_氏名
- ・ ⑩論文データ/ファイル名：(学位申請論文)_氏名
- ・ ⑫査読付き論文・研究ノートのデータ
/ファイル名：(査読論文)_氏名 、(研究ノート)_氏名
- ・ ⑬副論文/ファイル名：副論文_氏名

(2) 提出要件

在学生のうち、修了要件を満たす年次、また、課程満期退学 3 年以内の方が以下の条件を満たす場合は博士学位申請論文の提出ができます。該当者は政策創造研究科担当に申請書類および博士論文を提出してください。

下記要領により 2 ポイントを満たしていること。なお、2 ポイントに満たすための論文はすべて政策創造研究科担当に提出すること。査読付き論文 1 本を 1 ポイントとみなし、研究ノートについては 0.5 ポイントを換算する。

※申請書類の作成については、「6. 書類作成上の注意」を参照してください。

- ① 単著、または第一執筆者であること
- ② 日本語または英語で執筆されていること
- ③ 下記に従い合計 2 ポイントを充足し、それに関して博士学位申請のおよそ半年前に参加する中間発表会（教授会）にて了承を得ること
 - ・ 査読付き論文（掲載確定を含む、以下同じ）は 1 ポイントとする

- ・研究ノートまたは査読付き事例研究は 0.5 ポイントとする
(なお、2 ポイントは論文内容が博士論文に関連するものでなければならない。また、論文、研究ノート、事例研究以外については教授会がポイントを認定する。)

査読ポイントに関する細則

- (1) 少なくとも 1 ポイント分については、博士後期課程在籍中に執筆し、査読雑誌（日本学術会議協力学術研究団体、もしくはそれ相当と認められる団体のもの）に掲載された査読論文（研究ノート、事例研究等を含む）であり、博士論文に転載されていることが必要である。
 - (2) 2 ポイントに必要な残余のポイントについては、上記（1）と異なり、博士後期課程在籍中に掲載された論文に加え、博士後期課程入学 5 年前までに掲載された論文も対象とし、査読雑誌については限定しない。
 - (3) 英語の査読論文については、博士学位基準の外国語要件としても同時に審査に提出することを認める。 ※ただし 2019 年度以前入学者については、査読ポイントに関する細則（1）、（2）は適用しない。
- (注) 英語（外国語）の案件が証明できる資料は以下 4 つのうち、該当するもの 1 つを提出してください。
1. 入学前 2 年以内、または在籍中に受験した TOEIC のスコア（750 点以上）原本※TOEIC-IP は不可
 2. 入学前 2 年以内、または在籍中に受験した TOEFL-iBT のスコア（83 点以上）
 3. 海外の学会誌への査読論文、海外の学会での外国語による発表のプロシーディングまたは日本の学会誌への英語による査読論文、日本の学会での英語による発表のプロシーディング ※ただし 2017 年度以前入学者については、ポスターセッションを含む。
 4. 研究関連分野の英語文献の邦訳 研究関連分野の英語文献の邦訳については、国際的なセミナー等、公刊した邦訳を指し、単に自分が本を訳したものは提出要件を満たしません。

(3) 申請期限

提出にあたっては、事前に指導教員に相談してください。学位審査の都合により、学位申請時に希望した学位授与日に学位が授与されない場合があります。

① 課程博士（博士後期課程在学中の者）

専攻	2027 年 3 月授与希望者(注 1)	2027 年 9 月授与希望者(注 2)
政策創造研究科 政策創造専攻	2026 年 9 月 30 日	2027 年 1 月 31 日

(注 1) 在学中の者かつ 2027 年 3 月授与希望者で、2026 年 9 月 15 日（春学期末）までに在学年数が上限（6 年）に達する者については、申請できません。すなわち 2027 年 3 月 31 日（秋学期末）までが在学年限内に収まっている必要があります。

(注 2) 在学中の者かつ 2027 年 9 月授与希望者で、2027 年 3 月 31 日（秋学期末）までに在学年数が上限（6 年）に達する者については、申請できません。すなわち 2027 年 9 月 15 日（春学期末）までが在学年限内に収まっている必要があります。

(注 3) 休学中は学位申請できません。

② 課程博士（退学後 3 年以内の者）

専攻	2027 年 3 月授与希望者	2027 年 9 月授与希望者
政策創造研究科 政策創造専攻	2026 年 5 月 31 日	2026 年 9 月 30 日

※退学後 3 年目の方は、事前に締め切り日について問い合わせてください。

③ 論文博士

※本研究科では、現在「論文博士」での申請は受け付けておりません。

5. インターネット公表の義務化

学位規則の一部を改正する省令（文部科学省令）が2013年4月1日から施行されました。

改正に伴い、本学学位規則および博士学位申請書式および提出物も変更しましたので、改正の主旨をよく理解した上で、書類を作成してください。

（1）改正の概要

改正の概要は、以下のとおりです。省令の詳細は、文部科学省ホームページにてご確認ください。

①博士の学位を授与された者の義務

教育研究成果の電子化およびオープンアクセス化の推進の観点から、博士の学位を授与された者は当該博士の学位の授与に係る論文を、当該博士の学位を授与した大学等の協力を得て、インターネットの利用により公表するものとする（学位授与後1年以内）

②博士の学位を授与した機関の義務

博士の学位を授与した大学は当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果をインターネットの利用により公表するものとする（学位授与後3か月以内）

* 文部科学省ホームページ

トップ>教育>大学・大学院、専門教育>大学院教育について>学位規則の一部を改正する省令の施について

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm

（2）本学学位規則の条文

（論文審査報告及び論文要旨等の公表）

第28条 博士の学位を授与したとき大学は、授与した日から3か月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、当該博士の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットにより公表するものとする。

（論文の公表）

第29条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、本学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力により、その論文をインターネットにより公表しなければならない。ただし、博士の学位を授与される前にすでに公表したときはこの限りでない。

2 前項の規定により論文を公表するときは、「法政大学審査学位論文」である旨を明記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。ただし、やむを得ない事由が無くなった場合には、博士の学位を授与された者は当該博士論文の全文を、公表するものとする。

4 前項の規定により要約を公表する場合は、「法政大学審査学位論文の要約」と明記しなければならない。

（3）本学におけるインターネット公表について

学位規則第29条に定められたとおり、公表については論文の全文が前提です。学位が授与された博士論文は、学位授与後1年以内に以下2つの図書システムを経由してインターネット上に公表されます。

- ・ 法政大学図書館「法政大学学術機関リポジトリ」
- ・ 国立国会図書館「国立国会図書館デジタル化資料」

また、上記の公表に当たり、国立情報学研究所が提供する「学術機関リポジトリデータベース（IRDB）」ならびに「学術情報ナビゲータ（CiNii）」にもデータがリンクされます。

(4)「やむを得ない事由がある場合」の取り扱いについて

上述のとおり、論文は全文の公表が前提ですが、「やむを得ない事由がある場合」には、研究科教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができます。具体的な取り扱いについては、以下の①～④をご参照ください。

ただし、内容を要約したものをインターネット公表する場合も、本学図書館と国立国会図書館においては、利用者の求めに応じて論文の全文が閲覧等に供されます。

①「やむを得ない事由」とは

大学が客観的に見てやむを得ない特別な理由があると承認する場合とは、以下のような場合を想定しています。

- 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

②「やむを得ない事由」の承認手続き

「やむを得ない事由」により、要約を公表する場合の手続きは次のとおりです。

- 学位申請者は、様式2「博士論文目録」にやむを得ない事由を記入し、大学に提出する。
- 学位申請者は、審査小委員会の了解を得て、以下に記載した<補足>と「1 1. 論文のインターネット公表と保存」を参照し、様式3「論文要旨」とは別の「博士論文の全文に代えてその内容を要約したもの」を作成し、審査小委員会がその内容を確認する。
- 審査小委員会は、やむを得ない事由による要約の公表について、研究科教授会の承認を受ける。
- 承認を得た学位申請者は、「博士論文の全文に代えてその内容を要約したもの」を大学に提出する。

<補足> 「内容を要約したもの」とは

「博士論文の全文に代えてその内容を要約したもの」とは、具体的には、例えば課題設定、方法論、実験・解析、結論・考察など、当該論文の全体がわかる形で、その内容が要約されたものを指し、内容の要旨（アブストラクト）とは異なります。

(文部科学省高等教育局大学振興課大学院係による説明)

③「やむを得ない事由」が解消された場合

学位授与後に「やむを得ない事由」が解消された場合は、「法政大学学術機関リポジトリ」による要約の公表から、全文の公表に切り替えなければなりません。その場合の手続きは以下のとおりです。

- 学位取得者は、自発的に、「やむを得ない事由」が解消されたことを大学に申し出てください。
- 大学の指示を受けた上で、「博士論文全文公表願」、様式7「電子公開複写許諾書」を再度提出してください。手続きの完了までにある程度の時間を要しますので、予めご了承ください。

④「やむを得ない事由」の発生により、全文の公表を停止する場合

学位授与後に「やむを得ない事由」が発生し、「法政大学学術機関リポジトリ」による全文の公表を停止する（要約の公表に切り替える）場合の手続きは以下のとおりです。

- 学位取得者は、「やむを得ない事由」が発生したことを大学に申し出てください。
- 大学の指示を受けた上で、「博士論文全文公表停止願」、根拠書類（出版社からの公開停止申出文書等）、博士論文の「内容を要約したもの」、様式7「電子公開複写許諾書」、様式8「電子公開に関する報告書」を提出してください。
- 研究科教授会にて審議の上、承認された場合に限り、全文の公表を停止し要約の公表に切り替えま

す。手続きの完了までにある程度の時間を要しますので、予めご了承ください。

6. 申請書類作成上の注意

(1) 共通事項

◎公開している見本を参照の上、申請書類を正確に作成してください。

◎日付の年数はすべて西暦で表記してください。

◎氏名の表記および論文題名はすべての書類において一致させてください。

＜漢字使用例＞

①齋藤②斉藤③斎藤

※①の漢字を使用する場合は、すべて①に表記を揃えてください。

＜記号使用例＞

①「占領と文学」研究 ―昭和文学とアジア文学を中心に―

②『占領と文学』研究 ―昭和文学とアジア文学を中心に

③「占領と文学」研究 ～昭和文学とアジア文学を中心に～

※①の記号で表記する場合は、すべて①に表記を揃えてください。

＜アルファベット、記号使用例＞

① : Old Stories of Japan

② ; Old stories of japan

③ - OLD STORIES OF JAPAN -

※①の表記とする場合は、すべて①に表記を揃えてください。

(2) 博士論文審査願（課程博士）【様式1】

◎申請する学位名称を正確に入力してください。

◎指導教員名を入力してください。

・博士後期課程在学中の場合は、現在指導を受けている指導教員名を入力してください。

・退学後3年以内の場合は、在学当時に指導を受けていた指導教員名を入力してください。在学当時の指導教員が退職している場合は、博士後期課程を指導する専任教員で、申請に当たって指導を引き受ける教員名を入力してください。

(3) 博士論文目録【様式2】

◎「インターネットによる公表（予定）時期」欄は、(例)を参考に学位授与日から1年以内の日付をご入力ください。なお、学位授与日から1年以内の公表が義務付けられておりますが、この日付は学位規則を遵守することを明示するために入力を求めるものであり、学位授与後、公表の準備が整い次第、日付を待たず即時公開いたしますのでご了承ください。

(例) [学位取得日 (予定)] 2027年3月24日 → [公表 (予定) 時期] 2028年3月23日

◎「インターネットによる公表の内容」欄は、原則として「全文」に✓を付けてください。論文は全文の公表が前提です。

◎「インターネットによる公表の方法」欄は、原則として以下のとおり入力してください。以下の方法以外でのインターネット公表を予定している場合は、その方法も併せて入力してください。

・法政大学図書館「法政大学学術機関リポジトリ」による公表

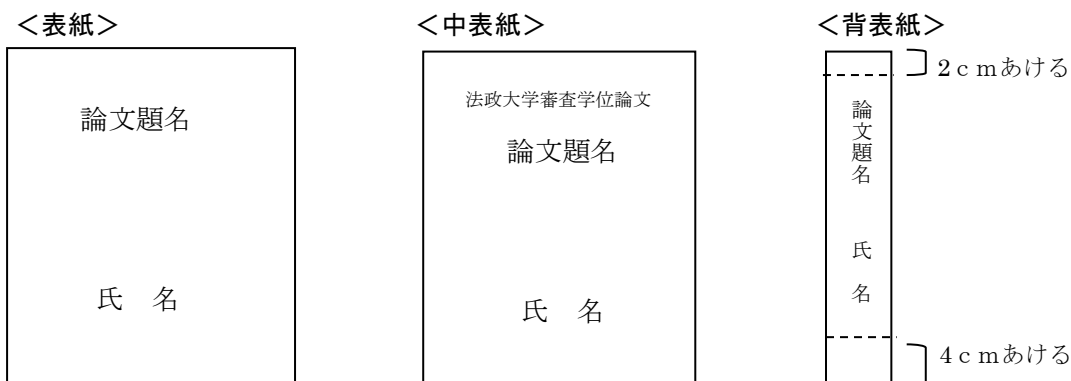
・国立国会図書館「国立国会図書館デジタル化資料」による公表

◎「やむを得ない事由」に該当する場合、「インターネットによる公表の内容」欄は、「内容を要約したもの」に✓印を付けた上で「内容を要約したものを公表する場合の理由」欄にその理由を詳しく入力してください。また、本件に該当する方は、申請の前に、予め政策創造研究科担当までご相談ください。

- ◎【重要】博士論文を刊行することを理由に「内容を要約したもの」の公表を申請する場合は、学位授与後1年以内に①当該博士論文を発行する、または②発行計画を書面（出版業者との契約書の写し等）にて届出することが求められます。学位授与後1年以内にこの要件を履行できない場合には、所定の手続きを経て「全文」を公表いたしますので、予めご承知おきください。（なお、「全文」公表後に刊行が決まった場合は、「内容を要約したもの」へ公表の切り替えが可能です。「5.（4）③「やむを得ない事由」の発生により全文の公表を停止する場合」をご参照ください。

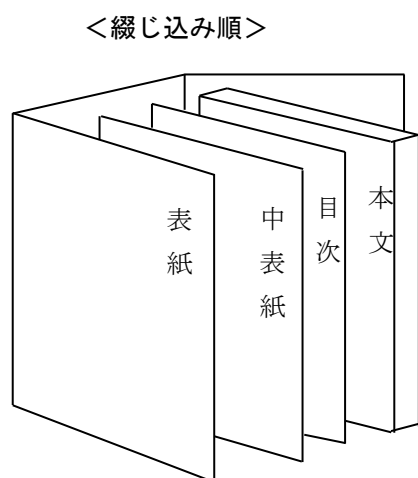
（4）論文（製本したもの）

- ◎著書を提出する場合を除き、審査のために提出する論文は、原稿のサイズをA4判とし、次図を参照して製本業者によって簡易製本（ソフトカバー/くるみ製本）してください。



- ◎表紙、中表紙、目次、本文、の綴じ込み順は、次図を参照してください。

- ◎中表紙には、「法政大学審査学位論文」の文字と論文題名と氏名を記載してください。



＜例＞

1 ページ目：表紙

※データ提出時は不要

2 ページ目：白紙（表紙の裏側として必要）

※データ提出時は不要

3 ページ目：中表紙

（表紙に法政大学審査学位論文を記載したもの）

※データファイル1 ページ目

4 ページ目：白紙（中表紙の裏側として必要）

5 ページ目：目次

6 ページ目：目次の裏側（白紙もしくは目次の続き）

7 ページ目以降：本文

（もしくは目次の続き、必要があれば白紙。次から本文）

（奇数ページから本文「1」ページを開始してください）

（5）論文要旨【様式3】

- ◎書式は横書きを前提としています。

（6）論文のデータファイル

- ・データ形式

- ◎PDF形式で提出してください。

- ◎データ作成においても、綴じ込み順となるよう「表紙」、「中表紙」の後ろに白紙を入れ、「目次」の後ろも目次が奇数枚となるようでしたら白紙を入れてください。

- ◎データと紙媒体で同一の体裁・内容としてください。ただし、データファイルは「表紙」を除外し、中表紙から作成してください。
- ◎PDFファイルに対して暗号化、パスワードの設定、印刷制限等はかけないでください。
- ◎PDFファイルが外部情報源（外部フォント等）を参照しないようにしてください。
- ◎既に提出済みの著書をもって学位を申請する方は、「著者版」のPDFデータを提出してください。

（７）副論文目録【様式６】・副論文（必要に応じて提出）

- ◎副論文とは、本論文と内容的に深い関連があり、本論文の審査の一部として提出する論文を指します。

（８）電子公開複写許諾書【様式７】

- ◎法政大学図書館が管理する「法政大学学術機関リポジトリ」によって、博士論文をインターネット公表するにあたり、（著作権者である著者に）インターネット上に無償公開し、全文の複写に供することを許可いただくための書式です。
- ◎論文の全文を公表する場合、やむを得ない事由により論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表する場合、いずれの場合も、本許諾書の提出が必要です。
- ◎「題目訳（英語・任意）」欄は、「英訳」を記載してください。国外からのアクセスを前提として、より効率的な検索のために設定するものです。
- ◎「検索ワード（任意）」欄は、国内外からのアクセスを前提として、より効率的な検索のために設定するものです。

（９）電子公開に関する報告書【様式８】

- ◎博士論文をインターネット公表するにあたり、著作権保護、個人情報保護、特許・実用新案申請の観点から、著作権に関する問題の有無、および、対応状況を大学に報告いただくための書式です。
- ◎論文の全文を公表する場合、やむを得ない事由により論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表する場合、いずれの場合も、本報告書の提出が必要です。
- ◎著作権の確認については、例えば、過去に学術雑誌で発表した論文を別の著作物であると判断できる程度まで大きく改訂して博士論文の一部とした場合は、確認不要と判断することもできます。著作権保護に関する責任は、学位申請者本人が負うことになりますので、その主旨をご理解の上、適切に対応してください。
- ◎様式２「博士論文目録」や様式７「電子公開複写許諾書」と記載内容が重複する箇所がありますが、利用目的が異なりますので、それぞれにご入力ください。

7. 審査料 ※博士後期課程在學生は無料につき、この手続きは不要です

審査委員会において受理が決定した後に、審査料の振込方法について履歴書に記載のメールアドレス宛にご連絡します。金融機関にて納入後、納入が完了したことがわかるご利用明細票等を大学院課へ提出してください。審査料の納入をもって正式な受理とし、審査が開始されます。

【課程博士】

- ①博士後期課程在學生 — 無料
- ②退学後３年以内の者 — １１万円

（注）一旦納入された審査料は、いかなる場合でも返還しません

なお、退学後３年以内で課程博士に申請する場合は、誓約書兼同意書、学生証作成用の写真、住民票も併せて提出してください。

8. 審査期間

審査委員会において受理した日から1年以内に学位授与の可否を決定します。ただし、やむを得ない事情があるときは、その期間を1年以内に限り延長することがあります。※退学後3年以内の学位申請者は、審査期間の延長はありません。

博士後期課程在学学生が、論文の審査期間中に当該年度を超えた場合は継続して在学するものとし、その年度の学費は免除となります。ただし、予め審査期間が当該年度を超えることを予定のうえ受理されたものは、免除の対象とはなりません。

9. 試験・公聴会

試験は論文を中心とし、論文に関連ある学問領域について行います。試験日時は政策創造研究科よりお知らせします。また、審査の過程で公聴会を開催します。

10. 学位の授与

審査委員会は、審査小委員会における審査の報告に基づき、博士の学位を授与することの可否を議決し、研究科教授会へ報告します。研究科長は総長に学位授与の可否を報告し、総長は研究科長の報告に基づき学位授与の可否を決定します。なお、学位授与の可否については政策創造研究科担当よりご連絡します。博士の学位記の授与は、毎年3月および9月に行います。

11. 論文のインターネット公表と保存

学位授与決定後、次のとおりご提出ください。

(1) 全文データファイル (PDF 形式) : 1部

提出先: rpd-j@hosei.ac.jp (法政大学大学院課 政策創造研究科担当)

前述「5. インターネット公表の義務化」のとおり、論文はインターネットにより全文公表されます。申請時の論文データファイルから変更がある場合は、9月修了者は9月15日、3月修了者は3月24日までに最終版のデータファイルを1部提出してください。

なお、やむを得ない事由により「博士論文の全文に代えてその内容を要約したもの」を公表することが承認された場合は、最終版の全文とあわせて、審査小委員会が確認した要約のデータファイルも1部提出してください。ファイル名は、「(要約) 申請者氏名.pdf」としてください。要約のデータファイルの1ページ目には、「法政大学審査学位論文の要約」の文字と論文題名、氏名を記載してください。

(2) 上製本 (ハードカバー) : 2部 提出先: 政策創造研究科担当窓口

学位授与決定後、上製本 (ハードカバー) したものを2部提出してください。「6. (4) 論文 (製本したもの)」を参照し、表紙および背表紙は黒色、論文題名と氏名は金色で表記してください。印刷は原則、両面印刷としてください。なお、出版済みの著書を上製本とする場合は、あらためて著書を2部ご提出ください。本論文はデータも含めて、法政大学図書館および国立国会図書館に保存されます。

12. 優秀博士論文出版助成金について

本学では、大学院における高度な学術研究を奨励し、その優れた研究成果を積極的に公表するため、博士学位を授与された方々が当該博士学位論文を出版する際、その経費の一部を助成する制度を設けています。制度の詳細については大学院ホームページでご覧いただくことができますので参考にしてください。

毎年1月に次年度の募集要項を大学院ホームページに公開予定です。なお、本制度については今後変更する場合がありますので、応募する年度の募集要項を必ず確認してください。

https://www.hosei.ac.jp/gs/gakuhi/kenkyu_jyosei/hakase_shuppan

13. その他

申請手続き後、履歴書記載の連絡先を変更した場合には、必ず政策創造研究科担当まで届け出てください。

14. 参考資料

以下については、法政大学のホームページより確認することが可能です。

◎法政大学学位規則

*大学院ホームページ：<https://www.hosei.ac.jp/gs/daigakuin/kisoku>

トップ>大学院について>学則・諸規則

◎大学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

*大学院ホームページ：

https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/gakui_juyo/daigaku_in/

トップ>大学院について>各研究科の理念・目的>ディプロマ・ポリシー

15. お問い合わせ先

〒102 - 0073

東京都千代田区九段北 3 - 3 - 9 新一口坂校舎 1 階

法政大学大学院事務部大学院課 政策創造研究科担当

TEL：03-3264-6630

FAX：03-3264-3990

e-mail：rpd-j@hosei.ac.jp

※窓口取扱時間は、時期により異なります。

ご来校の際は、あらかじめ大学院HPでご確認の上、ご不明な点はお電話またはメールでお問い合わせください。

【学位申請の流れ】

